

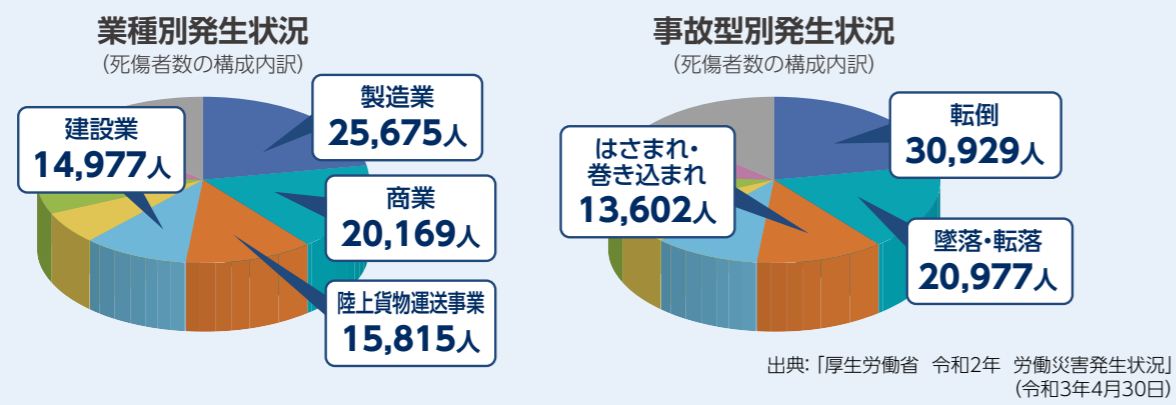
業務災害包括補償保険



いまの「労働災害(労災)」を知るための4つのポイント

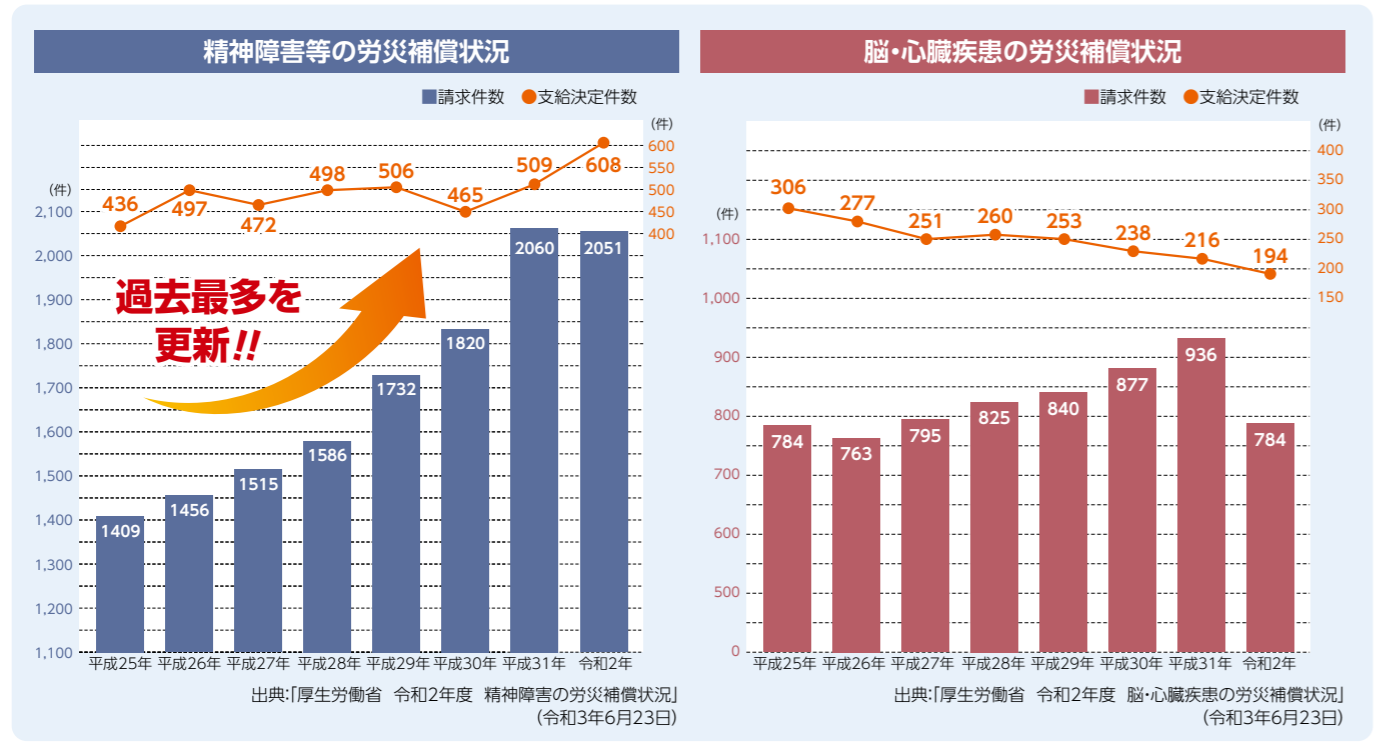
1 身近に潜む「労災」!

「労災」は様々な業種で発生しています。
4日以上休業および死亡、後遺障害の件数は下の図の通りです。年間 **131,156人**



2 「うつ病」も労災に!

労災には、「過労による精神障害」や「労災認定された脳・心疾患」も含まれます。
うつ病などの「過労による精神障害」および「脳・心疾患」の労災請求件数は年々増加しています。



3 知っておきたい「労災」補償のしくみ

政府労災保険は労働者が仕事や通勤時に発生した事故等による死亡、障害、負傷、疾病に対して給付を行います。
ところが**企業や従業員が負担する(必要とする)費用の一部は、政府労災保険ではカバーされません。**

ご存知ですか? 労災事故による労働者の死亡・障害・負傷・疾病に対して、**政府労災保険により保険給付されます。**

○ 政府労災保険から給付されるもの		✗ 政府労災保険では給付されないもの	
死亡	負傷・疾病	✗ 休業(補償)給付の不足分 [休業3日目までの補償・給付基礎日額の20%相当額]	
遺族(補償)給付	療養(補償)給付	✗ 被災者本人や遺族への見舞金	
	障害(補償)給付	✗ 被災者本人や遺族への精神的ダメージ(慰謝料)	
	休業(補償)給付		
葬祭料(葬祭給付)	傷病(補償)年金		
	介護(補償)給付		

4 高額化していく賠償責任額!

従来は転倒、はさまれなどの事故による事例が中心でしたが、近年では**精神疾患、脳・心疾患に関わる労災認定が業種を問わず発生しており、賠償額も高額化の傾向**にあります。

労働災害関係高額判決事例

製造業 異動先での長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる 1億9,000万円	飲食業 店長が長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる 1億8,700万円	金融業 システム更新作業に伴う長時間労働によりうつ病を発症し自殺 1億2,900万円
病院 研修医が過労により急性心筋梗塞を発症し死亡 1億3,500万円	広告業 過剰な長時間労働によりうつ病を発症し自殺 1億2,600万円	食料品製造業 慢性的な疲労状態による精神的負担によりうつ病を発症し自殺 1億1,100万円

(スター保険調査による)

万が一、被災した従業員または遺族から安全配慮義務違反などの責任を企業が問われた場合は、**示談・和解のために高額な賠償金を負担せざるを得ない可能性**もあります。
ときに、それは**企業の存続を脅かす事態**にもなりかねません。

「スター保険の業災プラン」は、
通常の労災事故から事業者様の賠償責任 までを包括的に補償する保険です。

商品の特長

特長 1 保険金は政府労災の認定を待たずにお支払いします。

※脳・心疾患、精神障害による死亡や後遺障害、休業補償については、政府労災の認定が必要となります。

特長 2 保険金は会社受け取りになります。

●貴社が被保険者(保険の補償を受けられる方)となるため、保険金は貴社が受け取ることができますので、弔慰金や見舞金として活用できます。

※ご契約の締結にあたって、保険の対象となる方(従業員等)の事前の同意を得る必要があります。

※「疾病入院医療保険支払特約」「疾病入院医療費用補償特約」については、保険の対象となる方(従業員等)が被保険者となるため、保険金は従業員等に直接お支払いします。

特長 3 建設業・運輸業の下請負人、製造業の構内下請作業員や派遣社員の方々も補償することができます。

●事業主・役員、従業員(パート・アルバイト含む)のほか、建設業の下請作業員、運輸業の下請運転手さらには製造業の構内下請作業員や派遣社員も補償の対象者に含めることができます。

特長 4 従業員の入れ替わりや増員があっても自動的に補償されます。

●売上高等を基に独自の方式で保険料を算出します(個々のお名前をいただく必要がありません)。

●ご契約期間中に従業員の入れ替わりや増減員があってもその都度ご報告いただく必要がありません。

特長 5 熱射病、日射病はもちろん細菌性食中毒やウイルス性食中毒も補償します。

特長 6 労災認定された精神障害や脳・心疾患によって就業不能となった場合の休業を補償します。

●休業補償の期間は、30日、60日、90日、180日から選択いただけます。

※「休業補償保険金支払特約」をセットした場合に対象になります。

特長 7 高額な賠償金や弁護士費用などの訴訟費用も補償します。

●就業中の身体障害や自殺が原因で貴社が法律上の賠償責任を負われた場合、損害賠償金や訴訟費用などをお支払いします。

※「使用者賠償責任特約」をセットした場合に対象になります。

特長 8 従業員や役員の方々、病気により入院された場合の治療費や入院補償保険金をお支払いします。

●役員、従業員が対象です(下請従業員、派遣社員等は含まれません)。

●保険料は年齢、性別に関係なく算出されます。

●ご契約時に個別に健康告知を頂く必要はありません。(注)

●役員や従業員の皆様に直接、保険金をお支払いします。

※「疾病入院医療保険金支払特約」「疾病入院医療費用補償特約」をセットした場合に対象になります。

(注)ただし、保険契約以前に被っている疾病に対しては補償されません。



付帯サービスのご案内

オクレンジャー(自動配信機能付き安否確認サービス) 委託先:株式会社パスカル

災害時の安否確認や緊急連絡などをパソコン・携帯電話(スマートフォン)で簡単スピーディーに行えるクラウドサービスです。

たとえば 地震自動配信機能
あらかじめ設定をした震度条件や配信先条件と合致した地震が発生した場合、従業員に対して安否確認メッセージを自動で配信する機能です。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

24時間電話健康相談サービス 委託先:ティーベック株式会社

医師、保健師、看護師など、経験豊かな相談スタッフによる24時間・年中無休の電話相談サービスです。

たとえば ・医師の処置で服用している薬の副作用についてのご相談
・夜中の子供の発熱時の対処のご相談
・休日・夜間に診察できる病院を知りたい など

事業主・役員・従業員とご家族の方全員がご利用いただけます。

セカンドオピニオンアレンジサービス 委託先:ティーベック株式会社

日本を代表する各専門分野の医師*(総合相談医*)が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見(セカンドオピニオン)をご提供します。総合相談医の判断により高度な専門性が求められる場合には、総合相談医から推薦・選考された優秀専門臨床医*の手配・紹介(紹介状の作成)もします。

たとえば ・先進医療が必要らしい。どうしたらいいの?
・他に治療方法はないのか主治医以外のその専門分野の医師に相談したい。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

*ティーベック株式会社の用語定義となります。

メンタルケアカウンセリングサービス 委託先:ティーベック株式会社

日本各地の専門カウンセリングセンターで専門家による面談カウンセリングをご提供します。

たとえば ・人前に出るのが怖い・ゆううつで気分が優れない。
・夜眠れない。夜中や早朝に目がさめてしまう。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

人事・労務ホットラインサービス 委託先:ティーベック株式会社

社会保険労務士、心理カウンセラー等が、ハラスメント対応・従業員の問題行動など労務全般に関する対応・メンタルヘルス不調者への対応など、企業の人事担当者からのご相談に電話にてアドバイスを行います。

ストレスチェックサービス 委託先:株式会社HRデータラボ

労働安全衛生法に対応したストレスチェックをWebサイトを通じて提供するサービスです。(従業員50名未満の企業も利用可能です)

様々な角度から分析できるストレスチェック

主な補償内容

こんなものときに保険金をお支払いします。

従業員等向け

●業務に従事中(通勤途上を含む)のケガ等に関する補償

必須

**死亡補償
保険金**
(業務災害補償特約)
ケガ等により死亡されたとき



必須

**後遺障害補償
保険金**
(業務災害補償特約)
ケガ等により後遺障害を生じたとき



**入院補償
保険金**
(業務災害補償特約)
ケガ等により入院されたとき



**通院補償
保険金**
(業務災害補償特約)
ケガ等により通院されたとき




**休業補償
保険金**
(休業補償保険金支払特約)
ケガ等により仕事が継続できなくなったとき



**医療費用補償
保険金**
(医療費用補償特約)
ケガ等により治療費用を負担されたとき

1日あたり3万円までの差額ベッド代も補償します。

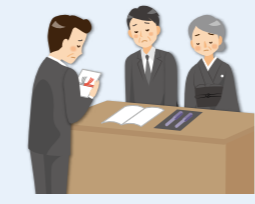


**手術補償
保険金**
(手術補償保険金支払特約)
ケガ等により手術を受けたとき



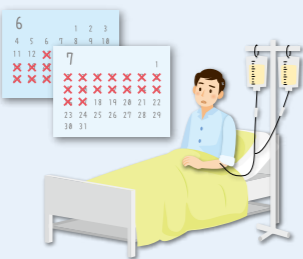
遺族・復職支援金
(遺族・復職支援金等費用補償特約)
ケガや病気で死亡または高度障害状態になったとき

※補償開始日時点で満65歳未満の「従業員」全員が加入対象となります。




●病気に関する補償

**疾病入院
医療保険金**
(疾病入院保険金支払特約)
病気により入院されたとき



**疾病入院
医療費用
保険金**
(疾病入院医療費用補償特約)
病気による入院での医療費用や先進医療費用を負担されたとき

1日あたり3万円までの差額ベッド代も補償します。




● **必須** 以外の特約は任意で付帯できます。

事業主向け

●事業主の費用等に関する補償

**使用者
賠償責任特約
保険金**
(使用者賠償責任特約)


就業中の身体障害により法律上の損害賠償を負われたとき、またその賠償責任問題の解決のための費用が必要になったとき



**事業主
相談費用等
補償特約保険金**
(事業主相談費用等補償特約)

従業員等が労災事故と疑われる身体障害を負ったとき、あらかじめ当社の同意を得て弁護士に支払った法律相談費用を補償(限度額1災害100万円)


※使用者賠償責任特約を付帯したときに自動付帯されます。



**雇用慣行
賠償責任補償特約
保険金**
(雇用慣行賠償責任補償特約)

ハラスメントや不当解雇等の不当な行為に起因した賠償責任問題の解決に関わる費用が必要になったとき

※使用者賠償責任特約にセットしてご加入ください。

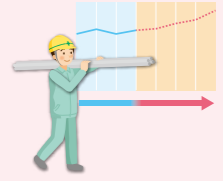


**ヒューマン・
リソース特約
保険金**
(ヒューマン・リソース特約)

従業員等がケガ等により死亡されたとき保険金を代替雇用費用等に充当することができます。

※保険金を代替雇用費用等に充当することについて従業員等の事前の同意が必要です。

※後遺障害追加補償特約が自動付帯されます。



●上記の特約は任意で付帯できます。

●補償内容を拡大する特約

下記の特約により、更に補償を充実させることができます。

**事業主・役員
フルタイム補償特約**
事業主・役員様の就業中以外も補償範囲を拡大。



**フルタイム
補償特約**
就業中以外も補償範囲を拡大。




**地震・噴火・津波
危険補償特約**
地震・噴火・津波での事故によるケガに対しても保険金を支払います。



●その他の補償

**ホールインワン・
アルバトロス補償保険金**
(ホールインワン・アルバトロス補償特約)

ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき、企業の福利厚生規程に基づき従業員に支払う補償金相当額を支払います。



補償内容の詳細

従業員等の業務中の身体障害に関する補償

補償対象者である従業員等の方々が業務に従事中（通常経路による通勤途上を含みます。）に被った身体障害について、被保険者にお支払いする主な保険金は次のとおりです。

業務災害補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡補償保険金	身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合（注1）に、保険証券記載の死亡補償保険金額の全額を死亡補償保険金として被保険者に支払います。 ▶死亡補償保険金と後遺障害補償保険金について、同一の原因から発生した身体の障害に対しては重複して支払うことはせず、いずれか高い金額を限度とします。	(1) 次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害（注6）については、保険金を支払いません。 ① 保険契約者もしくは被保険者（注7）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注8） ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質（注9）もしくは核燃料物質（注9）によって汚染された物（注10）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑤ ②から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかに該当する身体障害については保険金を支払いません。 ① 風土病による身体障害 ② 職業性疾病による身体障害 ③ 補償対象者の故意、または補償対象者の重大な過失のみによって、その補償対象者本人が被った身体障害 ④ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。 ⑤ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害 ⑥ 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害 ア. 法令に定められた運転資格（注11）を持たないで自動車（注12）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間 イ. 酒に酔った状態（注13）で自動車（注12）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注12）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間 ⑦ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、次の場合は保険金を支払います。 ア. 業務に起因して生じた症状に該当する場合 イ. 補償対象者が死亡または補償対象者に後遺障害が生じ、労災保険法等によって給付が決定された脳血管疾患または虚血性心疾患等または精神障害に該当する場合。休業補償保険金支払特約においては、補償対象者が就業不能になり、労災保険法等によって給付が決定された脳血管疾患または虚血性心疾患等ならびに精神障害に該当する場合は、休業補償保険金を支払います。 ⑧ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害 ⑨ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。 ⑩ 頸部症候群（注14）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなくても、保険金を支払いません。
後遺障害補償保険金	身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合（注2）に、次の算式によって算出した額を後遺障害補償保険金として被保険者に支払います。 後遺障害補償保険金＝保険証券記載の後遺障害補償保険金額×保険金支払割合（注3）に掲げる割合 ただし、保険期間（保険のご契約期間）を通じて合算し、同一の補償対象者に対して後遺障害等級第1級に対する後遺障害補償保険金額が限度となります。 ▶後遺障害追加補償特約がセットされており、上記の後遺障害補償保険金が支払われた場合において、次の算式によって算出した額を後遺障害追加補償保険金として被保険者に支払います。 後遺障害追加補償保険金＝保険証券記載の後遺障害追加補償保険金額×保険金支払割合（注3）に掲げる割合 ▶死亡補償保険金と後遺障害補償保険金について、同一の原因から発生した身体の障害に対しては重複してお支払いすることはせず、いずれか高い金額を限度とします。	
入院補償保険金	身体障害を被り、それがもとで平常の業務に従事することができなくなり、かつ入院（注4）した場合に、[入院補償保険金日額×入院日数]をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの対象となります。	
通院補償保険金	身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に通院（注5）した場合に、[通院補償保険金日額×実際に通院した日数（90日が限度）]をお支払いします。なお、事故前に就いていた仕事など、平常の業務に従事することに支障がない程度に身体障害が回復した時以降の通院に対しては、保険金を支払いません。	

- (注1) 補償対象者が被った身体障害が脳血管疾患または虚血性心疾患等ならびに精神障害であって、これらを原因として補償対象者が死亡し労災保険法等によって給付が決定された場合は、保険期間中に死亡した場合とします。
- (注2) 補償対象者が被った身体障害が脳血管疾患または虚血性心疾患等ならびに精神障害であって、これらを原因として補償対象者に後遺障害が生じ労災保険法等によって給付が決定された場合は、後遺障害を生じた時（*）が保険期間中である場合とします。
- (*) この場合において、後遺障害が生じた時とは、労災保険法等による給付に際して特定された支給事由発生の時とします。
- (注3) 後遺障害の程度に応じて、業務災害包括補償保険の約款 業務災害補償特約別表2の後遺障害等級表に定める保険金支払割合（4%～100%）
- (注4) 「入院」とは、医師による治療が必要な場合に、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- (注5) 「通院」とは医師による治療が必要な場合に、病院または診療所に通い、医師の治療を受けることをいいます。（往診を含みます。）
- (注6) これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。
- (注7) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注8) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注9) 使用済燃料を含みます。
- (注10) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注11) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
- (注12) 工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
- (注13) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注14) いわゆる「むちうち症」をいいます。

休業補償保険金支払特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
休業補償保険金	身体障害（注1）を被った日（注2）からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、[休業補償保険金日額（注3）×就業不能日数（注4）]を休業補償保険金として支払います。	業務災害補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同様です。

- (注1) 補償対象者が被った身体障害が脳血管疾患または虚血性心疾患等ならびに精神障害で、これらを原因として就業不能となり労災保険法等によって給付が決定された場合も含みます。
- (注2) 補償対象者が被った身体障害が脳血管疾患または虚血性心疾患等ならびに精神障害で、これらを原因として就業不能となり労災保険法等によって給付が決定された場合においては、労災保険法等によって特定された発症の日とします。
- (注3) 休業補償保険金日額は平均所得（直近12ヶ月の所得額を365で除した額）を目安とします。
- (注4) 保険証券記載のてん補期間日数を限度とします。

医療費用補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療費用補償保険金	身体障害を被った日からその日を含めて365日以内に負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。ただし、同一の原因に基づく身体障害について、医療費用補償保険金額を限度とします。 ●治療費用（公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代（注）、その他病院に支払った費用） ●入院、転院または退院のための補償対象者に係る移送費および交通費 ●医師の指示により行った治療に関わる費用または薬剤、治療材料、医療器具の購入費用等	業務災害補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同様です。

(注) 入院1日につき30,000円を限度とします。

手術補償保険金支払特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
手術補償保険金	身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、次の算式によって算出した額を、手術補償保険金として被保険者に支払います。ただし、同一の原因に基づく身体障害について、同一の補償対象者に対し1回の手術に限り、 ①入院中に受けた手術の場合 手術補償保険金の額＝入院補償保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 手術補償保険金の額＝入院補償保険金日額×5 ▶同一の原因に基づく身体障害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち高い倍率とします。	業務災害補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同様です。

遺族・復職支援金等費用補償特約

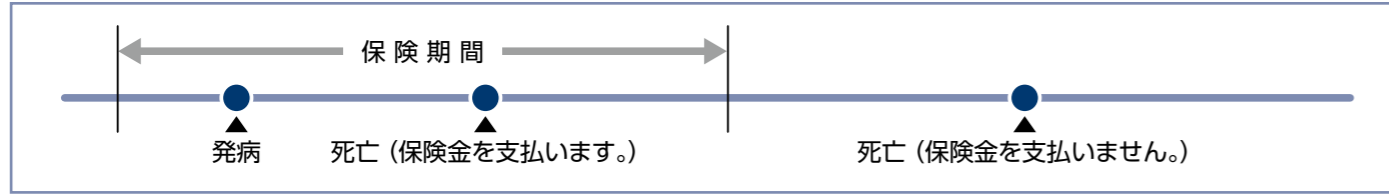
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
遺族・復職支援金	(1) 補償対象者（注）が保険期間中に死亡または高度障害状態になり、被保険者が福利厚生規程に基づいて支援金を支払う場合に、この保険契約に定める金額を被保険者に支払います。（欄外【遺族・復職支援金等費用保険金に関する保険期間と支払責任の関係】をご参照ください） (2) 上記（1）にかかわらず、遺族・復職支援金等費用保険金については、同一の補償対象者が被った同一の原因に基づき支払う死亡を支払事由とする支援金および高度障害（欄外【遺族・復職支援金等費用保険金の支払対象となる高度障害】をご参照ください）を支払事由とする支援金に対して、重複して支払うことはせず、死亡に対する支援金に対してのみ保険金を支払います。また、保険金額は、従業員等の死亡または高度障害に関して被保険者が定めている支援金の金額以下とし、かつ300万円を上限とします。	(1) 次のような事由によって補償対象者が死亡した場合または高度障害状態になった場合に被保険者が負担する支援金に対しては、保険金を支払いません。 ① 保険契約者、被保険者、これらの事業場の責任者または遺族の故意または重大な過失 ② 戦争、革命などの事変または暴動 ③ 放射線照射または放射能汚染 など (2) 次のような補償対象者の死亡または高度障害状態について被保険者が負担する支援金に対しては、保険金を支払いません。 ① 補償対象者の故意、または補償対象者の重大な過失のみによる、その補償対象者本人の死亡または高度障害状態 ② 補償対象者の自殺行為。ただし、その補償対象者が1年を超えて継続してこの保険契約の補償対象者であった場合には、①にかかわらず保険金を支払います。 ③ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為 ④ 補償対象者が次のいずれかに該当する間のその補償対象者本人の死亡または高度障害状態。この場合は、②のただし書きの規定にかかわらず保険金を支払いません。 ア. 無資格での自動車、原動機付自転車またはクレーンの運転中 イ. 自動車などの酒気帯び運転中 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車、原動機付自転車またはクレーンの運転中

(注) 補償対象者番号001（14ページ参照）における被用者（使用人全員）かつ保険期間開始日において65歳未満の方（役員および常勤雇用のパート・アルバイトを含めることができます。）

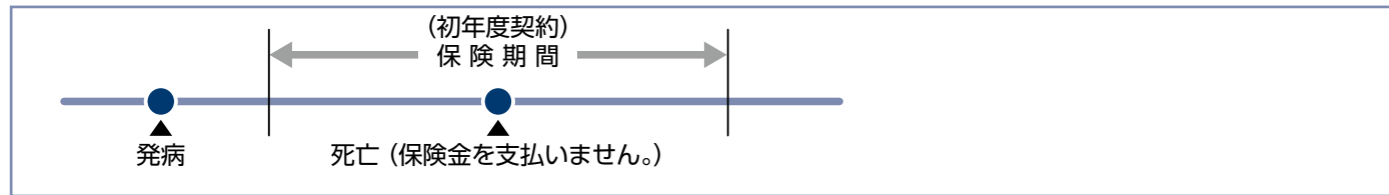
補償内容の詳細

【遺族・復職支援金等費用保険金に関する保険期間と支払責任の関係】

1. 死亡または高度障害状態が発生した時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。



2. この保険契約が初年度契約である場合において、支援金支払事由の原因が生じた時が保険期間の開始時またはこの保険契約の補償対象者となった時より前であるときは、保険金を支払いません。また、継続契約(注)である場合において、支援金支払事由の原因が生じた時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の補償対象者となった時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。ただし、最初の保険契約の保険期間の開始日より1年を経過した日の翌日以降に発生した死亡または高度障害状態については、この間の原因の発生の有無にかかわらず保険金を支払います。



(注)「継続契約」とは、遺族・復職支援金等費用補償特約付保険契約または死亡または後遺障害の発生に対し一時金を補償する他の保険契約または共済契約の内、当社が認める契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とする遺族・復職支援金等費用補償特約付保険契約をいいます。なお、支援金支払事由の原因が保険期間中であっても、死亡または高度障害状態が保険期間終了後の場合は、保険金は支払われません。そのため、契約を継続しないと保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

【遺族・復職支援金等費用保険金の支払対象となる高度障害】

- | | |
|---------------------------------------|---|
| (1) 両眼が失明したもの | (7) 両下肢を足関節以上で失ったもの |
| (2) そしゃくまたは言語の機能を廃したものと | (8) 両下肢の用を全廃したもの |
| (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するものと | (9) 1. 上肢を手関節以上で失い、かつ、1. 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの |
| (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するものと | (10) 1. 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1. 下肢を足関節以上で失ったもの |
| (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの | |
| (6) 両上肢の用を全廃したもの | |

※上肢および下肢の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

従業員等の病気に関する補償

疾病入院医療保険金支払特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
疾病入院医療保険金	保険期間中に疾病を被り、その治療のために保険期間中に入院を開始した場合に、[疾病入院医療保険金日額×入院日数]を被保険者(注)本人に支払います。ただし、同一の疾病について60日を限度とします。なお、保険期間の開始時(保険期間の開始後新たに補償の対象となった被保険者については、その対象となった時)より前に発病していた病気については保険金を支払いません。ただし、継続契約の最初の契約始期日から1年経過後の入院(または先進医療による療養)については、保険金を支払います。

疾病入院医療費用補償特約

疾病入院医療費用保険金	被保険者(注)が保険期間中に被った疾病について、その治療のために保険期間中に、日本国内で入院を開始した場合、または先進医療による療養を受けた場合に、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用して負担した次の費用に対して保険金を支払います。 ●治療費用(公的医療保険制度に定める一部負担金および食事療養費相当額をいいます) ●入院時室料差額費用(差額ベッド代をいいます。入院1日につき3万円を限度とします) ●入院諸費用(入院、転院、退院のための交通費、親族付添費等をいいます) ●先進医療費用(先進医療の技術費用、先進医療を受けるための交通費等をいいます) ただし、1回の入院につき、最初に入院を開始した日または先進医療による療養を受けた日のいずれか早い日から、その日を含めて365日以内に負担した費用に限り、疾病入院医療費用補償保険金額を限度とします。
-------------	--

(注) 補償対象者番号001(14ページ参照)(事業主、役員、およびその被用者(使用人)全員。非常勤雇用のパート・アルバイトの方(*)を除きます。)

(*)ケガまたは病気を被った時から、その直前6か月における週あたりの平均労働日数が3日未満、または週あたりの平均労働時間が15時間未満のいずれかに該当する方をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって被った疾病については保険金を支払いません。
・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
・被保険者の自殺行為、犯罪行為、または闘争行為
・被保険者の麻薬、あへん、大麻等の使用
・戦争、外国の武力行使、革命、暴動
・放射線照射または放射線汚染
・被保険者の妊娠または出産
・頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。
・保険期間の開始時(注1)またはこの保険契約の被保険者となった時より前に被った疾病(注2)
(注1) 継続契約の場合には、この特約がセットされた保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間開始時をいいます。
(注2) 最初の保険契約の開始時から1年を経過した日の翌日以降に開始した入院(または先進医療による療養)については、保険金を支払います。
など

事業者の費用等に関する補償

お支払いする主な保険金は次のとおりです。

使用者賠償責任特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償保険金	(1) 補償対象者が業務上の事由により被った身体障害について、被保険者(注1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額(以下「損害賠償責任額」といいます)が、次に掲げる金額の合計額を超える場合に限り、その超過額(以下「正味損害賠償金額」といいます)を賠償保険金として支払います。 ① 労災保険法等に基づき給付されるべき金額。ただし、この金額には「特別支給金」を含みません。 ② 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③ 次のア.またはイ.の金額 ア.被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 イ.被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、次に掲げる金額の合計額 (ア) この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により支払われる金額のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 (イ) 一定の災害補償を補償対象者に対して行うことを目的として、この保険契約の保険契約者が締結する(ア)以外の保険契約および共済契約により支払われる金額のうち、補償対象者またはその遺族に支払われることにより被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる金額	(1) 次に掲げる事由のいずれかによって生じた補償対象者の身体障害(注3)については、保険金を支払いません。 ① 保険契約者もしくは被保険者(注4)またはこれらの事業場責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注5) ④ 核燃料物質(注6)もしくは核燃料物質(注6)によって汚染された物(注7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた災害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた災害 ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次に掲げる身体障害については、保険金を支払いません。 ① 風土病による身体障害 ② 職業性疾患による身体障害 ③ 労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続きを行っていない事業において発生した身体障害
費用保険金	(1) 補償対象者の身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次に掲げる費用を被保険者に支払います。 ① 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用(注2) ② 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用(注2) ③ 災害の拡大の防止または軽減のために被保険者が支出した費用のうち、必要または有益であった費用 ④ 権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用のうち、必要または有益であった費用 ⑤ 第13条(損害賠償責任解決の特則)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用 (2) (1)に規定する費用について、当社は、これらの費用を支出した後被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金を支払います。	【保険金の支払額と支払限度額】 ・左記の賠償保険金(1)および費用保険金(1)③から④を合算した額から、保険証券に免責金額の記載がある場合は、その金額を差し引いた額とします。ただし、保険証券記載の1回の災害に適用する支払限度額を限度とします。 ・左記の費用保険金(1)①から②および⑤の費用の全額を支払います。ただし、保険証券記載の1回の災害に適用する支払限度額を限度とします。

- (注1) 被保険者は、記名被保険者とその役員等および従業員、建設業・運輸業における記名被保険者の下請負人等とその役員等となります。
(注2) 弁護士への報酬を含み、被保険者の役員または従業員の報酬、給与または賞与を除きます。また、いずれの場合も、その額および使途が社会通念上妥当なものに限ります。
(注3) これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。
(注4) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注6) 使用済燃料を含みます。
(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

事業主相談費用等補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
事業主相談費用等補償特約保険金 (1災害につき100万円限度)	(1) 業務遂行(注1)に起因すると疑われる補償対象者が被った身体障害について、被保険者が行った弁護士への相談により生じた以下に掲げる事業主相談費用等に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。 事業主相談費用等 補償対象者の身体障害の発生を受けて、被保険者が行う法的な相談およびこれに伴い生じた交渉等に要する費用として、あらかじめ当会社の同意を得て弁護士に対して支出した費用(注2)をいいます。ただし、顧問料(注3)を除きます。 (2) 事業主相談費用等に該当する費用のうち使用者賠償責任補償特約の規定により支払われるべき費用については、保険金を支払いません。	次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害(注4)を受けて生じた事業主相談費用等については、保険金を支払いません。 ① 保険契約者もしくは被保険者(注5)またはこれらの事業場の責任者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注6) ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質(注7)もしくは核燃料物質(注7)によって汚染された物(注8)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由 ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染 など

- (注1) 被保険者の業務の遂行をいい、そのための通勤を含みます。
(注2) 相談費用、着手金、報酬金等を含みます。
(注3) 弁護士が契約によって継続的に行う一定のサービスの対価をいいます。
(注4) これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。
(注5) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注6) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注7) 使用済燃料を含みます。
(注8) 原子核分裂生成物を含みます。

補償内容の詳細

雇用慣行賠償責任補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
雇用慣行賠償責任補償特約保険金	ハラスメントや不当解雇等の不当な行為に起因して保険期間中に被保険者に対して日本国内で損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金を支払います。	次の①から③に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。 ①被保険者(注1)の故意 ②被保険者が法令または契約(注2)に違反することを認識しながら(注3)行った行為に起因する場合 ③被保険者によって行われた犯罪行為(注4)に起因する場合。ただし、過失犯に起因するものを除きます。 など

- (注1) 被保険者は、記名被保険者とその役員および従業員となります。
 (注2) 雇用契約および雇用契約に付随する義務を含みます。
 (注3) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
 (注4) 刑を科せられるべき違法な行為をいい、事項の完成などによって刑を科せられなかった行為を含みます。雇用契約および雇用契約に付随する義務を含みます。

ヒューマン・リソース特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ヒューマン・リソース特約保険金	補償対象者(注1)が身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内(注2)に死亡した場合に、ヒューマン・リソース特約保険金額の全額を被保険者に支払います。また、その保険金額および支払保険金は業務災害補償特約における死亡補償保険金額および同一の事由による死亡補償保険金を超えないものとします。なお、この特約の保険金の受取人に関しては、補償対象者(従業員代表者等)の記名・捺印による同意の確認が必要です。	業務災害補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同様です。

- (注1) 補償対象者番号001(14ページ参照)全員(事業主、役員、およびその被用者(使用人))
 (注2) 補償対象者が被った身体障害が脳血管疾患または虚血性心疾患等ならびに精神障害であって、これらを原因として補償対象者が死亡し労災保険法等によって給付が決定された場合は、保険期間中に死亡した場合とします。

補償内容を拡大する特約

特約の種類	概要
事業主・役員フルタイム補償特約	業務災害補償特約およびヒューマン・リソース特約およびこれらに付帯される特約における補償対象者(注)の補償範囲が、被保険者(事業主)の業務に従事中に限定されているのに対して、事業主・役員に限り、業務に従事していない時にまで補償範囲を拡大する特約です。
フルタイム補償特約	業務災害補償特約およびヒューマン・リソース特約およびこれらに付帯される特約における補償対象者(注)の補償範囲が、被保険者(事業主)の業務に従事中に限定されているのに対して、業務に従事していない時にまで補償範囲を拡大する特約です。
地震・噴火・津波危険補償特約	業務災害補償特約およびこれらに付帯される特約において、免責としている「地震・噴火・津波により被った身体障害」についても補償する特約です。
後遺障害追加補償特約	業務災害補償特約およびこれらに付帯される特約において、業務災害補償特約第6条(後遺障害補償保険金の支払)の後遺障害補償保険金が支払われた場合に、追加して後遺障害補償保険金を支払うための特約です。 ▶ヒューマン・リソース特約に自動付帯されます。

- (注) 補償対象者番号001(14ページ参照)(事業主、役員、およびその被用者(使用人)全員。非常勤雇用のパート・アルバイトの方(*)を除きます。
 (*) ケガまたは病気を被った時から、その直前6か月における週あたりの平均労働日数が3日未満、または週あたりの平均労働時間が15時間未満のいずれかに該当する方をいいます。

その他の補償

ホールインワン・アルバトロス補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルバトロス補償保険金	補償対象者が保険期間中に国内のゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、被保険者が福利厚生規程に基づいて補償金を支払う場合に、保険金を支払います。	次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。 ①補償対象者がゴルフ場の経営者である場合、その補償対象者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ②補償対象者がゴルフ場の使用人(注)である場合、その補償対象者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

- (注) 臨時雇いを含みます。

【「業務に従事中」についてのご説明】

補償対象者が被保険者の職務等に従事している間、補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間および被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行うほかの場所との間を合理的な経路・方法により往復する間をいいます。ただし、運輸業における下請負人およびその被用者が補償対象者である場合には、補償対象者が運輸事業者である被保険者から請け負ったまたは委託された運送業務を、被保険者の指定した出発地から終着地までの合理的な経路および方法により輸送・運行する間とします(貨物の積み込み・積み下ろし作業中を含みます)。

【「身体障害」についてのご説明】

「身体障害」とは、次の①および②をいいます。
 ※死亡補償保険金、後遺障害補償保険金および休業補償保険金については、③および④も含みます。(労災保険法等によって給付が決定された場合に限りません。)

- ① 傷害
 - 次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア. 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害
 - イ. 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)
 - ウ. 業務に従事中に発生した細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
- ② 業務に起因して生じた症状
 - 業務遂行に伴って発生する症状のうち、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾患、疲労の蓄積または老化によるものを除きます。
 - ア. 偶然かつ外来の原因によるもの
 - イ. 労働環境に起因するもの
 - ウ. その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

※死亡補償保険金およびヒューマン・リソース特約保険金の支払対象となるのは、下記に定める症状の場合に限りません。

 - ・熱および光線の作用(熱射病、日射病等)
 - ・気圧または水圧の作用(潜函病<減圧病>等)
 - ・低酸素環境への閉じ込め(低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症等)
 - ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(深い潜水からの浮上による潜水病等)
- ③ 脳血管疾患・虚血性心疾患など
- ④ 精神障害

この説明書には、ご契約に際して特にご確認いただきたい大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。

なお、この説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「保険約款」をご参照ください。また、ご契約者と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この説明書の内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

※ご契約の際には、申込書に記載された内容がお客様の意向に沿ったものであることをご確認ください。

※申込書への署名または捺印は、この重要事項説明書の受領印と、弊社の個人情報の取扱いについての同意印を兼ねています。

当社は、反社会的勢力（注）ならびに当会社（当会社の親会社等を含みます。）に適用される通商または経済制裁についての法規制（米国財務省外国資産管理室（OFAC）の制裁措置を含みます。）による制裁対象者を保険契約者または被保険者とする保険契約を締結しません。ご契約にあたっては、反社会的勢力あるいは制裁対象者に該当しないことを確認させていただきます。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業等を言います。

この説明書のそれぞれの項目に表示されるマークについて

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者に不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項です。

I ご契約前にご確認いただきたいこと

1. 商品の仕組み **契約概要**

(1) 商品の仕組み

「業務災害包括補償保険」は、ご契約者を被保険者（保険証券記載の被保険者、ただしこの保険契約に付帯された特約で被保険者として規定された者がある場合はその規定された者）とし、補償の対象となるご契約者の従業員の方などが被った業務災害に対するご契約者の災害補償責任を総合的に補償する保険です。基本的な保険金は補償の対象となる方またはそのご遺族の補償に充てるため、被保険者であるご契約者にお支払いとなりますが、ご契約者がお受け取りになる保険金は、一部の補償を除きその全額を補償の対象となる従業員の方またはそのご遺族に支払わなければなりません。

●基本となる補償およびセットすることができる主な特約（任意セット特約）は次のとおりです。

基本となる補償 (従業員のケガの補償)	+	セットすることができる主な特約 (任意セット特約)
業務災害補償特約 (死亡、後遺障害、入院、通院)		休業補償保険金支払特約 医療費用補償特約 手術補償保険金支払特約 ヒューマン・リソース特約 疾病入院医療保険金支払特約 疾病入院医療費用補償支払特約 地震・噴火・津波危険補償特約 遺族・復職支援金等費用補償特約 使用者賠償責任特約 事業主相談費用等補償特約 ホールインワン・アルバイト補償特約

(2) 補償の対象となる方

補償の対象となる方（以下、補償対象者）は、次のとおり申込書および保険証券に記載されています。また、申込書および保険証券には、補償対象者番号ごとにお申し込みいただいた内容に応じた保険金額が記載されていますのでご確認ください。

補償対象者番号	補償対象者	補償対象者の範囲
001	事業主、役員、およびその被用者（使用人）全員	ここでいう「被用者（使用人）」とは、ご契約者の業務に従事され、ご契約者より賃金の支払いを受ける方をいいます。正社員、臨時雇用、契約社員など名称は問いません。
002	建設業および運輸業におけるご契約者の下請負人およびその被用者（使用人）全員	ここでいう「被用者（使用人）」とは、ご契約者の業務に従事され、下請負人より賃金の支払いを受ける方をいいます。
003	001、002以外の方でご契約者の管理下にある方全員	ここでいう「管理下にある方」とは、以下の方をいいます。 ①ご契約者が業務のため所有もしくは使用されている事務所や工場などの施設内、またはご契約者が直接業務を行う現場内において、ご契約者と直接の契約（請負・委託など）に基づき、ご契約者の業務に従事される方 ②「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき、ご契約者に対して派遣された派遣労働者の方 (例) 製造業における構内下請負人、建築現場における警備業務に従事される方、ご契約者に対して派遣された派遣労働者の方 ③ご契約者がビルメンテナンス事業者である場合、請負・委託などの契約に基づき、ご契約者の業務に従事する方

2. 補償の内容 **契約概要** **注意喚起情報**

(1) 保険金をお支払いする主な場合

補償対象者が被保険者（ご契約者）の業務に従事中（通常経路による通勤途中を含みます。）に被った身体の障害について保険金をお支払いします。

このパンフレットでは、8～13ページに記載しています。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかによって補償対象者が被った身体の障害については、保険金を支払いません。

- ご契約者（保険契約者）もしくは被保険者（保険の対象となる方）（ご契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ④以外の放射線照射または放射能汚染

このパンフレットでは、8～13ページに記載しています。

(3) セットできる特約およびその概要 **契約概要** **注意喚起情報**

このパンフレットでは、9～13ページに記載しています。

3. 保険期間 **契約概要** **注意喚起情報**

「業務災害包括補償保険」の保険期間（保険のご契約期間）は、原則1年間です。実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。なお、満期日（保険期間の終了日）の管理とご継続の手続きは、原則としてご契約者ご自身で行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

4. 責任開始日 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険責任は保険期間（保険のご契約期間）の初日午後4時（申込書、保険証券またはセットされる特約の約款にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約など所定の特約をセットした場合を除き、ご契約およびご契約の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた身体の障害などに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

5. 引受条件（保険金額など） **契約概要** **注意喚起情報**

保険金額等の設定については、次の点にご確認ください。詳しくは取扱代理店・弊社社員までお問い合わせください。

- 保険金額等は契約者の災害補償規定等に定める金額を基準として適正な金額となるように設定してください。
- 各特約のセットの可否および保険金額等の設定には、それぞれ他の特約もしくは補償対象者との関係で一定の制限が定められています。
- 既に他の同種の保険契約および傷害保険契約を契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。

6. 契約形態について **契約概要**

この保険では、補償対象者の氏名を申込書・明細書に記載するのではなく、保険契約締結時に補償対象者の範囲を定めることによりご契約いただくことができます。

具体的には次のとおりです。

契約形態	補償対象者の範囲
一般契約（売上高方式）	企業等に属する方全員（事業主、役員、従業員等）および建設業・運輸業における下請負人等さらに記名被保険者の直接の管理下にある者全員を補償対象者とする契約方式です。
業種・事業部等の限定契約	特定の業種・事業部・事務所等の業務に従事する方のみを補償対象者とする契約方式です。

7. 保険料決定の仕組みと払込方法

(1) 保険料 契約概要

保険料は保険契約時にご申告いただく次の数値等により算出します。

- ①保険料の算出基礎数値(直近の会計年度の売上高・請負金額・外注費等)
- ②事業種類
- ③事業種類ごとの保険料の算出基礎数値(複数の事業を行っている場合)
- ④本社所在地

ご申告いただいた事業内容、売上高および本社所在地により求められる保険料が実際の事業内容、売上高および本社所在地により求められる保険料に不足するとき、支払いする保険金を保険料の不足する割合により削減させていただくことがあります。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。分割払の場合には、分割回数により割増された保険料となります。

保険料の払込方法は、口座振替、銀行振込がありますので、お客さまのご希望にあった払込方法・払込手段をお選び下さい(注)。

なお、保険料領収証は原則として発行しておりませんが、必要なお客様は弊社までお申し出ください。

(注) 銀行振込の場合は弊社への着金日が保険料の領収日となりますが、払込みの控えは保険証券がお手元に届くまで大切に保管ください。

(3) 保険料の払込猶予期間など 注意喚起情報

分割払の場合、第2回目以降の分割保険料は、毎月保険料払込期日(注)までに払い込みください。保険料払込期日の属する月の翌月末日までに分割保険料の払込みがない場合には、その保険料払込期日の翌日以後に生じた身体の障害などに対しては、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除させていただく場合もありますのでご注意ください。

(注) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

8. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご契約締結時にご注意いただきたいこと

1. 告知義務 注意喚起情報

(1) ご契約者には、お申込みの際に、危険に関する重要な事項のうち、弊社が申込書の「告知事項」欄に記載いただくよう求めた事項(告知事項)に対し、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。主な告知事項は次のとおりですが、詳細は申込書にてご確認ください。

- ①保険料算出基礎(売上高(建設・運輸業の外注費、建設・運輸業の売上明細を含みます)など)
- ②主たる事業名(複数の場合は売上高の10%以上を占める事業名の全て)
- ③同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含みます)がある場合にはその内容および使用者賠償責任に係る賠償金の支払の有無
- ④本社所在地

(2) 弊社では、主に「告知事項」欄にご回答いただいた内容に基づいて、ご契約のお引き受けが可能かを判断させていただいております。他のご契約者との公平性を保つため、ご回答いただいた内容によっては、新規・継続にかかわらず保険金額(保険のご契約金額)やセットする特約を変更させていただく場合や、ご契約をお断りする場合があります。また、故意または重大な過失によって、事実を告げられなかったり事実と異なることを告げられた場合には、「告知義務違反」として保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

(3) 弊社の保険募集人(代理店、営業社員)は保険契約締結の代理権を有しており、告知の受領権も有しています。

2. 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

この保険契約と補償内容が同様の他の保険契約等(弊社以外の保険契約を含みます)に既にご加入されている場合、補償が重複することがあります。その場合、対象となる事故について、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容や保険金額をご確認いただき、契約内容をご確認ください。

3. クーリングオフ(契約申込みの撤回または契約の解除) 注意喚起情報

「業務災害包括補償保険」はクーリングオフの対象外です。

III ご契約締結後にご注意いただきたいこと

1. 通知義務 注意喚起情報

ご契約後、次のような変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ①法定外補償規定を新設または変更した場合
- ②分離・分社化、合併、法人成りなどで保険料算出基礎(売上高(建設外注費・建設売上明細を含みます)など)に変更が生じた場合
- ③事業名に変更が生じた場合
- ④本社所在地

①から④の変更によってお引き受けする危険が増加(①~④の変更により、この保険契約で定められた保険料が不足する状態になることをいいます。)した場合、故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけなかった場合、またはご契約者が弊社の請求した追加保険料の払込みを相当の期間怠った場合は、弊社にご契約者に通知しご契約を解除させていただく場合があります。この場合に、解除が事故の生じた後になされたときであっても、危険増加が生じた時から解除がなされた時まで生じた事故に対しては、弊社は、保険金をお支払いできません。また、既に保険金をお支払いしていた場合は、その保険金を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

2. この保険契約を解約される場合 契約概要 注意喚起情報

この保険契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社に速やかにご連絡ください。解約の条件により、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただく場合があります。

※解約時の保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきます。

※すでに払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額を請求させていただきます。

※保険料についての追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

IV その他ご注意いただきたいこと

1. 保険契約の無効、取消、重大事由解除

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的で、または第三者に保険金を不法に取得させる目的で締結した保険契約は無効です。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、弊社はこの保険契約を取り消すことができます。
- (3) 次のいずれかに該当する事由がある場合には、弊社は契約を解除することがあります。
 - ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
 - ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ③被保険者が保険金請求について詐欺を行った場合

なお、これらの場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。すでに保険金をお支払いしていた場合には、その保険金を返還していただくことがあります。②の場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

2. 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

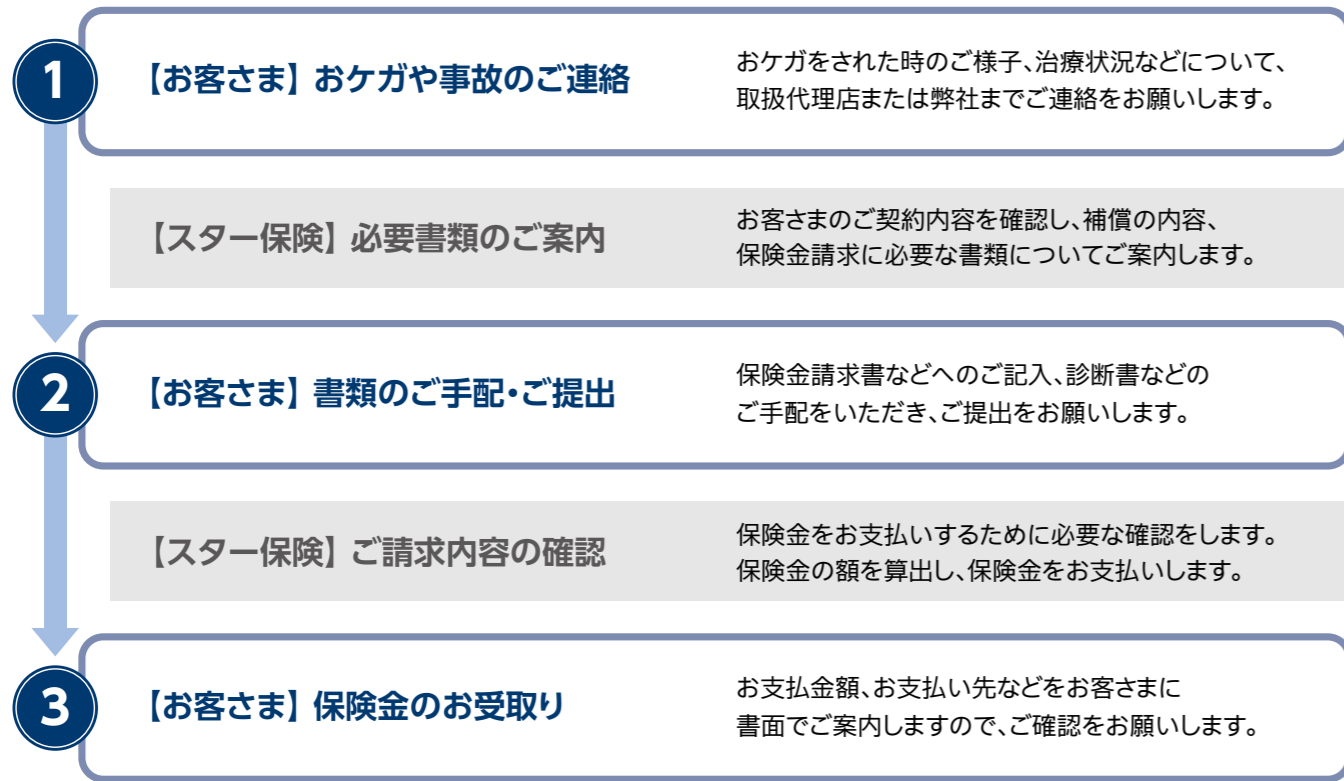
- (1) 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- (2) 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。(保険契約者が個人、小規模法人(以下「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)
- (3) この保険は、上記(2)以外の場合、損害保険契約者保護機構による保護はありません。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報などのセンシティブ情報を含みます。)を、弊社のプライバシーポリシーに基づき取り扱わせていただきます。詳しくは弊社ホームページ(<https://starrcompanies.jp/Privacy-Policy>)をご覧ください。

4. 事故が起きた場合

(1) 保険金お支払いまでの流れ (事故の内容や状況などによっては、異なった流れとなる場合もあります。)



(2) 事故発生時のご注意

- ①事故発生時は、事故が起きた日(注)からその日を含めて30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
 - ②正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、弊社に事故の内容をご通知いただく際に知っている事実を告げられなかった場合または事実と異なることを告げられた場合などには、弊社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。
 - ③従業員などが被保険者(保険の対象となる方)となる特約においては、高度障害状態などの事情により、被保険者が保険金を請求できない場合は、所定の条件を満たす配偶者または親族などの方が被保険者の代理人として保険金の請求を行うことができます。
 - ④賠償責任に対する補償(特約)については、賠償事故が発生した場合の示談につきましても必ず弊社にご相談ください。弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決のための助言、協力を行うことができます。損害賠償金額の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。弊社の承認がないまま、被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合には、弊社は損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。
- (注) 補償対象者の被った身体の障害が脳血管疾患もしくは虚血性心疾患などまたは精神障害であるとき、死亡補償保険金、後遺障害保険金または休業補償保険金のご請求の場合には、労災保険法などによって給付が決定された日となります。

(3) 保険金の請求手続き

保険金のご請求に必要な主な書類は次のとおりです。お支払いする保険金の種類や事故の内容または損害の額などにより異なりますので、事故のご連絡をいただいた後に詳しくご案内します。また、弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

各保険金共通	保険金の請求書、事故報告書、就業に関する報告書、医療情報・個人情報に関わる調査の同意書、(必要に応じて) 印鑑証明書、保険証券
事故の発生状況や、保険金お支払いの対象となる事故かを確認する書類	事故の種類や発生場所ごとに、公の機関(やむを得ない場合は第三者)の発行する証明書(交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書、名簿/主催者発行の証明書など)、免許証などの資格証明書など
死亡を確認する書類	死亡診断書、除籍謄本/戸籍謄本 など
後遺障害の程度を確認する書類	後遺障害診断書、検査資料(画像・病理などの臨床検査記録) など
入院・手術・通院の状況を確認する書類	診断書、治療費用領収書または診療報酬明細書 など

労災保険法などの給付決定が保険金の支払要件である場合の確認書類	労災保険法などの給付請求書(写し)、労災保険法などの支給決定通知書または不支給決定通知書(写し)
法定相続人を確認する書類	法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書 など
保険金の代理請求を確認する書類	代理請求者の資格確認書類(戸籍謄本、印鑑証明書 など)

(4) 保険金お支払いの時期

保険金のご請求に必要な書類が揃った日(請求完了日)からその日を含めて30日以内に、身体の障害の程度や保険金のお支払い対象となる事故か否かなど、保険金のお支払いに必要な確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、下記①~⑤の照会、調査が必要な場合は、請求完了日からその日を含めて下記に定める日数を経過する日までに保険金をお支払いすることがありますので、その場合は別途ご案内します。

①	事故の原因や状況、身体の障害の程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための警察、消防などの公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
②	事故の原因や状況、身体の障害の程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための医療、検査機関などの専門機関による診断、鑑定結果の照会	90日
③	後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、専門機関による認定審査の結果の照会	120日
④	災害救助法が適用された地域において、事故の原因や状況、身体の障害の程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための調査	60日
⑤	日本国外での事故など、日本国内で必要な確認がとれない場合の日本国外における調査	180日

なお、被保険者(保険の対象となる方)、ご契約者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由なく調査を妨げたり、必要な協力を行わないなどにより調査が遅延した場合は、それにより遅延した期間は上記の日数には算入されません。

(5) 他に同様の補償内容を提供する保険契約がある場合のお支払い方法

ケガの治療費用など、被保険者が実際に支払った費用などを補償する特約等については、同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含みます。)がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする前に他の保険契約より保険金が支払われるときは、その金額を損害・費用の額から差し引いて保険金をお支払いします。同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含みます。)と重複して補償を受けることはできませんのでご注意ください。万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けられた場合は、弊社がお支払いした保険金の全額または一部を返還していただくことがあります。詳細は「保険約款」にてご確認ください。

(6) 保険金ご請求の期限(時効)

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。事故がおきた場合には「4. 事故が起きた場合(2) 事故発生時のご注意」に記載のとおり、30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡をお願いします。また、契約の満期、終了の場合は、保険金の請求漏れがないかご確認ください。

(7) 被害者(事故の相手方)の先取特権(保険法施行日以降に発生した事故について適用されます。)

賠償責任に対する補償(特約)については、被害者(事故の相手方)に先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。

5. その他 注意喚起情報

(1) 取扱代理店

弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(3) 保険証券

保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および添付されている保険約款などをご確認のうえ、大切に保管してください。万一、内容が異なっている場合は取扱代理店または弊社までご連絡ください。

連絡先窓口一覧

1. 保険に関するご相談・苦情

お客様相談室までご連絡ください。

スター保険 お客様相談室※

フリーダイヤル **0120-377-440**

(受付時間: 9:00~17:15 土・日・祝祭日・年末年始を除く)

2. 事故のご報告・保険金のご請求

下記の事故受付センターまで
ご連絡ください。

(注) 事故以外の各種お問合せはお客様相談室へ
お願いします。

スター保険 事故受付センター※

フリーダイヤル **0120-661-797**

(受付時間: 24時間 365日)

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申し立てを行うことができます。詳細はホームページをご覧ください。
ホームページ: <http://www.hoken-ombs.or.jp>

保険オンブズマン

03-5425-7963

(受付時間: 午前9:00~12:00、13:00~17:00
土日・祝祭日・年末年始を除く)

※提携会社である日本アイラック株式会社に一部の業務を委託しています。

- このパンフレットは「業務災害包括補償保険」の概要を説明したものです。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- 弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更等の際のご通知の受領などの代理業務も行っています。
- ご契約後、1か月を経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社にご照会ください。

<引受保険会社>

スター保険

スター・インデムニティ・アンド・
ライアビリティ・カンパニー

〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目8番1号
千代田ファーストビル東館4階
TEL:03-6478-6363 (代) FAX:03-6478-6390

A.M.Best 財務力格付け



スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーはA.M.Best社による財務力格付け(FSR)「A」、財務規模カテゴリーXV、及び発行者信用格付け(ICR)「a」と評価されています。(2021年末現在)

<取扱代理店>